

(1) 事業評価について

当事業評価は、国から地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業について、各協議会において、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うこととされています。本協議会における審査結果を踏まえ国へ報告いたします。

つきましては、資料1のとおり提出してよいか伺うものです。

(2) 調査事業の進捗並びにアンケート調査の実施について

昨年10月17日にプロポーザル方式により業者選定を行いました。業者決定後、村内各地において住民にお集まり頂きヒアリング調査を行っております。これまでの、調査結果並びに今回の文書開催後に実施する全世帯住民アンケート（案）（資料2）を送付いたしますので、ご承認並びにご意見等ございましたら、よろしくご意見致します。なお、住民に配布する際はマークシート式になります。

(3) 協議会委員の追加について

今回策定する計画には、それぞれ通勤・買物等の日常生活の需要に応じるため、寄居町・小川町への接続が考えられます。

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針二1（2）形成計画の区域において当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とすることとし、個別・局所的なものにならないよう留意すべきである。地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の区域の検討に当たっては、交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合、関係市町村や都道府県が連携して、当該地域にとって最適な公共交通網の形成を図るよう取り組むことが重要である。（一部略）とあり、「日常生活に関して形成される交通圏」の「範囲が複数の市町村にまたがる場合、関係市町村や都道府県が連携」する必要があります。

交通圏につきましては、「東秩父村及び寄居駅並びに小川町駅までの路線部」となることから、現在委嘱している寄居町企画様に加え、小川町職員も委員に加えるよう運輸局より指導がございましたので、資料3のとおり依頼してよいか伺うものです。

(4) 平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再編調査事業）申請書（案）について

現在東秩父村交通網形成計画策定のため、調査事業を行っているわけですが、当計画が策定された後、計画に基づき再編へ移行するための再編実施計画が必要となります。

ついては、今年度の計画も策定されておりませんが、次年度の要望調査ということで申請書（案）（資料4）を提出するよう国土交通省から連絡がきましたので、暫定ということでご理解頂きたいと存じます。今後変更等が大いにあり得ると考えますが、その際は、再度皆様に諮らせて頂きます。